

## 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

### 記

#### 1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

#### 2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和6年1月29日（月）

#### 3 監査実施期間及び現地調査箇所

##### （1）監査実施期間

令和5年12月15日から令和6年1月29日まで

##### （2）現地調査箇所

該当なし

#### 4 監査の概要

##### （1）対象部局及び所属

こども家庭部

・こども保育課

選挙管理委員会事務局

教育委員会事務局

・教育総務課

・学校施設課

・学校教育課（野外教育活動センターを含む）

・生涯学習課（大山歴史民俗資料館、八尾化石資料館、猪谷関所館を含む）

・教育センター

##### （2）対象期間

令和4年度

##### （3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

#### (4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

#### 5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

#### 6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

##### (1) こども家庭部 こども保育課

ア こども保育課長が管理者である公印（社会福祉事務所長印）について、本来の保管場所に保管されておらず、管理が厳正に行われていなかった。また、備品台帳に記載されていなかったため、改善を図らねばならない。

イ 超過勤務手当の支給について、次の誤りが見受けられたため、改善を図らねばならない。

(ア) 休日に行った勤務について、正規の勤務時間中に勤務した時間については休日給欄、それ以外の勤務した時間については超過勤務手当 135/100 欄に記載すべきところ、勤務した全時間を休日給欄に記載したことにより、過小支給や過大支給となっているものが複数あった。

(イ) 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの超過勤務について、超過勤務手当 150/100 欄に記載すべきところ、135/100 欄に記載したことにより、過小支給となっているものが複数あった。

##### (2) 選挙管理委員会事務局

ア 日額と定められた非常勤特別職（選挙長）の報酬について、職務従事後 10 日以内の日に支払われていないものが見受けられたため、改善を図らねばならない。

イ 超過勤務手当等の支給について、次の誤りが見受けられたため、改善を図らねばならない。

(ア) 週休日に行った勤務について、週休日の振替により休憩時間を除いた残りの勤務時間の超過勤務手当の支給割合は、午後 10 時以降は 175/100（60 時

間超) とすべきところ、150/100 としたことにより、過小支給となっているものがあつた。

(イ) 休日に行った勤務について、正規の勤務時間中に勤務した時間については休日給欄、それ以外の勤務した時間については超過勤務手当 135/100 欄へ記載すべきところ、勤務した全時間を休日給欄に記載したことにより、超過勤務手当及び休日給が過大支給となっているものがあつた。

(3) 教育委員会事務局 教育総務課

ア 月額と定められた非常勤特別職(教育委員会)の12月分の委員報酬について、その月の20日に支払われていないものが見受けられたので、改善を図りたい。

イ 契印について、備品台帳が作成されていなかったなので、改善を図りたい。

ウ 超過勤務手当の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図りたい。

(ア) 週休日に行った午前2時30分から午前7時30分までの勤務について、午前5時までの超過勤務手当の支給割合は160/100、それ以降の勤務については135/100 とすべきところ、誤って全ての勤務時間を160/100 欄に記載したことにより、端数処理の結果、過小支給となっているものがあつた。

(イ) 再任用短時間勤務職員が行った超過勤務について、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務について支給割合は100/100、それを超えた場合は125/100 とすべきところ、1日8時間15分までの勤務に対して100/100 としたことにより、端数処理の結果、過大支給となっているものがあつた。

(ウ) 人事給与システムへの入力誤りにより、過小支給となっているものがあつた。

(4) 教育委員会事務局 学校施設課

ア 気象観測機器に係る行政財産使用料の納入期限において、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが見受けられたので、改善を図りたい。

(5) 教育委員会事務局 学校教育課

ア 契印について、備品台帳が作成されていなかったなので、改善を図りたい。

(6) 教育委員会事務局 教育センター

ア 豊田適応指導教室の敷地内占用料の納入期限において、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが見受けられたので、改善を図りたい。

イ 旧富山市教育センターグラウンドの使用における協議文書について、次の誤りが見受けられたので、改善を図りたい。

(ア) 教育委員会事務局長決裁とすべきところ教育センター所長決裁に、また、教育委員会事務局長から市民生活部長宛とすべきところ、教育センター所長からスポーツ健康課長宛に、「行政財産の使用について(お願い)」を送付し

ていた。

(イ) 当該財産は、令和5年度にスポーツ健康課から学校施設課へ所管換されているが、令和5年度においてもスポーツ健康課長宛に同様の協議文書を送付していた。

ウ 超過勤務手当の支給について、週休日に行った勤務の支給割合は135/100とすべきところ、125/100欄の勤務時間数の累計としたことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。